

法 令 名	砂 防 法 (明治30. 3. 30. 法 律 第 29 号 改正 平成25. 11. 22. 法 律 第 76 号)
制 度 の 趣 旨	この法律は、治水上砂防のため、砂防設備を施設とする必要のある土地又は一定行為を禁止制限すべき土地を指定し、土砂災害を防止することを目的としている。(法第2条)
指 定 地 域	砂防指定地 砂防設備を必要とする土地又は一定行為を禁止する必要のある土地を国土交通大臣が指定する。(法第2条)
規 制 等 の 内 容	砂防指定地内では、治水上砂防の観点から一定の行為が禁止制限される。(法第4条) 砂防指定地内での次のような行為は、知事の許可を受けなければならない。(砂防法施行条例(以下「施行条例」という。)) (禁止行為) 第3条 何人も、みだりに砂防設備を損傷する行為をしてはならない。 (行為の制限) 第4条 砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び治水上砂防のため支障がないものとして規則で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更 (2) 立木竹の伐採 (3) 土石、木竹その他の物件のたい積 (4) 工作物の新築、改築又は除却 (5) そのほか、治水上砂防のため支障がある行為で規則で定めるもの
許 可 基 準	治水上砂防のため支障を及ぼすと認められるものについては許可しない。(施行条例) (許可等の条件) 第6条 知事は、許可に治水上砂防のために必要な条件を付することができる。 (国等の特例) 第8条 国又は地方公共団体その他知事が定める公共団体が行う事業についての第4条及び第5条の規定の適用については、知事とこれらの者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可があったものとみなす。
許 可 手 続	施行条例第4条 事業主(開発行為者) 許 可 申 請 書 ➡ 申請 東部県土整備局 総合県民局 ➡ 許可 事業主(開発行為者) 許 可 申 請 書 同第8条 国、地方公共団体等 協 議 書 ➡ 協議 東部県土整備局 総合県民局 ➡ 回答 国、地方公共団体等 協 議 書
照 会 先	県土整備部砂防防災課 (0 8 8 - 6 2 1 - 2 5 4 0)